平成２４年（フ）第８８号
北海道帯広市西18条南４丁目25番14号
債務者　相馬　秀樹
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
静岡県浜松市中区葵西４丁目９番７号
債務者　菊池　桂子（旧姓塩山）
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第７９８８号
東京都台東区千束１丁目１―10―301、開始決定時の住所東京都台東区西浅草３―28―19―505
破産者　川西　崇行
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３３１号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央２丁目14番12号
破産者　株式会社大昭鉄鋼工業
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９５６号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目38番10号
破産者　株式会社ＳＣＣ
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９７９号
神奈川県大和市大和東３丁目２番13号　岸ビル２Ｆ
破産者　株式会社エイダイ・コーポレーション
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４０３８号
東京都新宿区坂町14番地
破産者　板屋ホテル株式会社
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４０４１号
栃木県日光市湯元2530
破産者　大類　康男
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１４３号
神奈川県海老名市下今泉５丁目２番14号
破産者　株式会社サラダプラネット
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２１６号
東京都台東区北上野２丁目26番地12号
破産者　株式会社Ｓ・Ｔ・Ｐ
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３２６号
東京都練馬区南大泉５丁目18番16号
破産者　株式会社ゾーン
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９２１号
東京都杉並区荻窪１丁目19番15号
破産者　株式会社アコン研究所
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４９２２号
東京都杉並区荻窪４丁目12―15―301
破産者　高島　健三
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０１８号
東京都港区浜松町２―６―８　伸和ビル６Ｆ、商業登記簿上の本店所在地東京都港区浜松町２丁目４番25号
破産者　株式会社データサポート
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４２３号
東京都世田谷区北烏山２丁目３―26―104
破産者　八坂　健亮
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４２４号
東京都世田谷区北烏山２丁目３―26―104
破産者　八坂　美樹（旧姓石倉）
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６７５９号
東京都中野区南台５丁目９―21―Ａ―201
破産者　川嶋　勝利
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８１５号
東京都品川区荏原４丁目12―17
破産者　高島　　明
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８６６号
東京都新宿区新宿７丁目18―３―504
破産者　高　　栄順
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７１１７号
東京都千代田区外神田６丁目10番８号
破産者　安達電氣株式会社
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２６９号
千葉県習志野市東習志野８丁目７―12
破産者　小堀　信夫
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部